

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 4417 事業名: 母子栄養強化事業
 細事業名: _____

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る
 基本施策: 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する
 主な施策: (1) 市民の健康づくりへの支援

所管部署名
 部局名: 福祉部
 課名: 健康課

科目CD. 1040101 作成日 平成20年11月04日

事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
南丹市母子養強化事業実施要綱

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等

委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 ()

事業概要	
◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)	妊婦の健康を保持することで、低体重出生児数を減少する。 低所得家庭の低体重等乳児の健康状態を改善する。
◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)	妊婦1人1日につき牛乳200ccを配布した 低体重等特に栄養強化を必要とする乳児1人1日につき牛乳200cc (保健上の理由により粉乳30g) を支給する。
◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)	妊婦 乳児 (特に栄養強化を必要とするもの)
◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)	低体重出生数の増加が、ある程度抑えられた。

指 標		単位	18実績	19実績	20予算	21計画
活動指標	① 新規支給申請妊婦数			精 査 途 中		
	② 新規支給申請乳児数					
	③					
	④					
	⑤					
対象指標	① 妊娠届出数			精 査 途 中		
	② 出生数					
	③					
成果指標	① 低体重出生数			精 査 途 中		
	② 体重改善率					
	③					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)

厚生常任委員会において、「昭和49年頃から実施しているとの事だが、現時点で本当に必要なのか事業目的を見直すべきではないか」との意見があった。
 議会において、「地域産業 (畜産) 振興の意味もあるのではないか」との意見があった。

決算(予算)額	(千円)	3,002	3,227	2,259	1,215	
財源内訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	1,379	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0	0
	一般財源	(千円)	3,002	1,848	2,259	1,215
職員従事時間	(人)		0.19			
人件費 ※	(千円)		1,208			
トータルコスト ※	(千円)		4,435			

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況

京都府下で、全妊婦に牛乳を支給してる市町村は無い。所得制限を設けて牛乳などを支給している市町村が数箇所ある。

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
- 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
- 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明: 民間が実施すべき内容ではない

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
- 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明: 一部旧町の事業を拡大したものであり、事業目的が精査されていない

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
- 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明: 妊婦乳児への事業であり対象は妥当である

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明: 妊婦の健康状態が改善し、児の健康が改善したとはいえなかった

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明: 本事業よりも、栄養指導強化など有効な事業が想定される

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
- 大きい 小さい 無い

説明: 本事業の趣旨からはこれ以上の効果は見込めない

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
- 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明: 妊婦乳幼児の栄養改善のために栄養指導などを強化すべき

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

栄養改善のため牛乳の摂取が事業の主旨であるが、一部の者からコーヒ牛乳等(カルシウム摂取に効果を望めない)の配達を望むなど、目的を取り違えた要望もあった。

改革案(いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

平成20年度に、所得制限を妊婦に対して拡大した。さらに、事業の有効性について精査していく必要がある。

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
- 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
- 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明: 一部旧町の事業を拡大したものであり、緊急性が考慮されていない

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
- 削減の余地あり 削減の余地なし

説明: 平成20年度からは、所得制限を設ける

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
- 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明: 受益者負担をしてまで実施する内容ではない

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
- 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
- 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明: 協働する内容が無い

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
- 余地あり 余地なし

説明: 協働する内容を検討してまで実施する内容ではないと考える

所 属 長 総 括 評 価

母体保護の目的で昭和41年ごろから実施されてきた事業であるが、現在では妊婦の栄養状態は良く、中には栄養過多などの妊婦もあるので事業の見直しを行い、所得制限を設け妊婦・乳幼児(低体重)の栄養改善を図り、低体重児の出生増加がある程度抑えられた。今後は、栄養指導を含めた事業内容の検討が必要である。

※事務局使用欄

一次評価	要改善(縮小)	担当者の改善案のとおり、事業の目的とその対象者を絞った方が良いと考える。
二次評価	要改善(縮小)	妊婦の栄養不足を補い、健康で出産できるための事業として進めてきたが、牛乳支給については見直し、適切な食生活改善などとあわせた事業への転換が必要ではないかと考えている。